

令和元年7月31日

各位

大垣西濃信用金庫

「だいしん後見支援預金」の取扱範囲の拡大について

大垣西濃信用金庫（理事長 栗田順公）は、令和元年8月1日（木）より、「だいしん後見支援預金」の取扱範囲を拡大いたします。

令和元年6月より取扱開始した「だいしん後見支援預金」について、口座開設が愛知県内店舗の場合、ならびに、管轄裁判所が名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）の場合もお取扱いできるようになります。

これまでは口座開設が岐阜県内店舗かつ管轄裁判所が岐阜家庭裁判所の場合のみと限られておりましたが、今回の取扱範囲拡大により、岐阜・愛知の当金庫営業エリアすべてにお住まいの方々に「だいしん後見支援預金」をご利用いただけるようになります。

今後も、地域金融機関として後見制度の普及に貢献するとともに、引き続き地域の皆さまのニーズにお応えできるよう、新たな商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

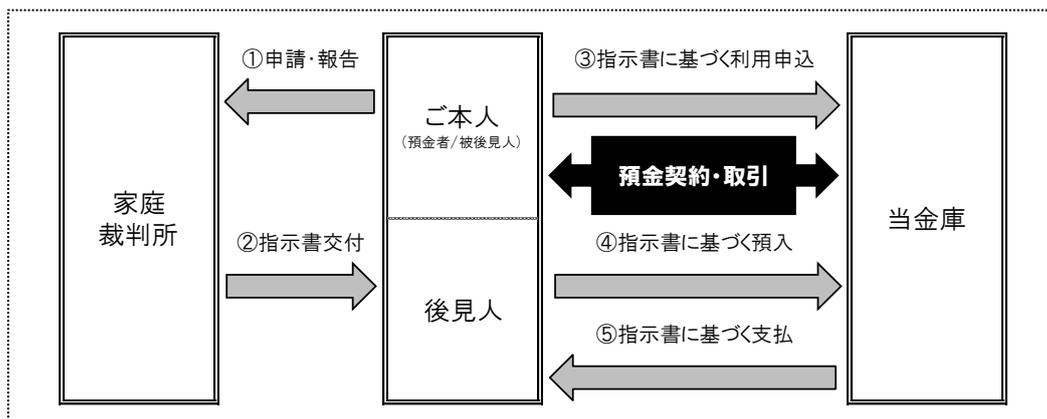
令和元年8月1日（木）

2. 後見支援預金とは

後見支援預金は、後見制度を利用されるご本人さま（被後見人さま）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座です。この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにお支払い、ご入金、解約など口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。

家庭裁判所の関与があることにより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができるため、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

《後見支援預金ご利用のイメージ》



3. 商品概要

商 品 名	だいしん後見支援預金
対 象 と な る 預 金	普通預金（決済専用型を除く） ※別途、「後見支援預金にかかる手続申込書」をご提出いただきます。
ご 利 用 い た だ け る 方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
ご 利 用 期 間	期間の定めはありません。
口 座 開 設 方 法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。
お 預 入 方 法	随時預入れいただけますが、お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
お 引 出 方 法	随時引出しいただけますが、お引出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
適 用 金 利	当金庫が店頭に表示する普通預金の利率
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	発行できません。
口 座 振 替	ご利用いただけません。 ※ただし、定期交付金支払についての「だいしん定額自動振込サービス」に限りご利用いただけます。
契 約 の 終 了	以下の(1)～(5)のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 (1)預金者が亡くなられた場合 (2)家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 (3)成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合 (4)未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合） (5)預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当金庫が終了すべきと判断した場合
口 座 開 設 手 数 料	10,800円（税込） 但し、当金庫にて年金受取のお客さまについては5,400円（税込）とさせていただきます。
口 座 管 理 手 数 料	年間3,240円（税込）（2年目以降）

以 上

ご不明な点は、お取引店舗または、お近くの当金庫窓口までお問い合わせください。